



WWF

JAPAN

A meerkat is shown standing upright on its hind legs in a desert-like environment with reddish-brown soil and sparse green vegetation. The meerkat is facing right, and its mouth is slightly open, showing some dirt. The background is a blurred, warm-toned landscape.

再考すべき 野生動物ペット利用の リスクと企業の責任

2022

目次

1. 野生動物のペット利用に伴うリスク	4
2. 展示や発信のリスク	6
3. 「ふれあい」に伴うリスク	7
4. 消費者の問題意識が示すリスク	8
5. 持続可能なペット産業の実現に向けて	9

WWF

WWFは100カ国以上で活動している環境保全団体で、1961年にスイスで設立されました。人と自然が調和して生きられる未来をめざして、サステナブルな社会の実現を推し進めています。急激に失われつつある生物多様性の豊かさの回復と、地球温暖化防止のための脱炭素社会の実現に向けて、希少な野生動物の保全や、持続可能な生産と消費の促進を行なっています。

2022年6月 WWFジャパン発行

無断転載をお断りします。

転載をご希望の場合はWWFジャパンまでご一報ください。

本件に関するお問い合わせ：

公益財団法人世界自然保護基金ジャパン

(WWF ジャパン) 野生動物グループ

wildlife@wwf.or.jp

Tel: 03-3769-1714

東京都港区三田1-4-28 三田国際ビル3階

表紙：© Gavin Lautenbach

4th edition: revised on 1 February 2023



© Day's Edge Productions

ペット産業で求められる企業のサステナビリティ

今、日本では「環境・社会・経済」の持続可能性に配慮した企業の「サステナブル経営」が広く求められています。カーボンニュートラルやプラスチック利用の削減、サプライチェーンでの持続可能な調達等に加え、こうした事業を評価する ESG 投資も拡大しており、一般消費者にも、企業の姿勢を問う認識が広まっています。



特に、環境面で世界的に注目されているのが生物多様性の保全です。**野生動物のペット利用は、生物多様性に影響を与えていることが指摘されており、IUCN（国際自然保護連合）も、生物を絶滅に追いやる要因のひとつとして、ペットや展示目的の過剰利用を挙げています。**

日本には世界有数の野生動物のペット市場があり、一般向けのペットの販売や、ふれあい目的のビジネスが広く行なわれています。一方、国際的にはこうした利用の環境・社会面の問題への懸念から、規制強化を進める動きが強まっており、野生動物を利用する日本企業にとっても、これがビジネス・リスクとなる可能性が高まっています。

ペット産業のサステナビリティを向上させ、リスクを回避するためにも、直接動物を取り扱う販売企業やふれあい施設、さらに消費者への情報発信にかかわるメディアを含めた、産業界全体で社会的責任を果たす取り組みが今、求められています。

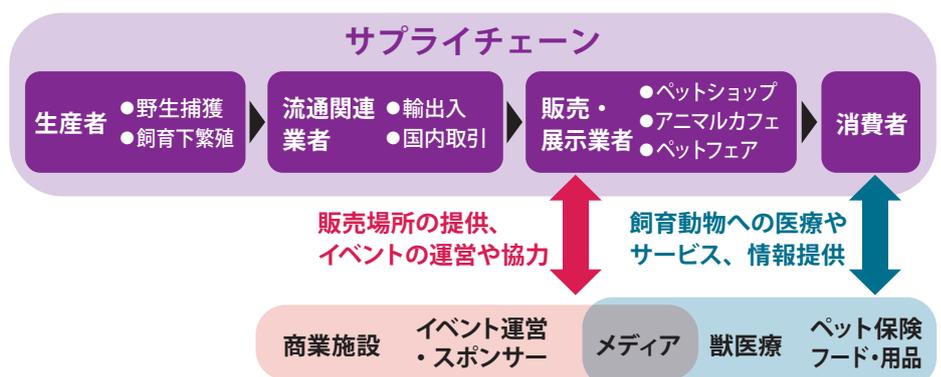
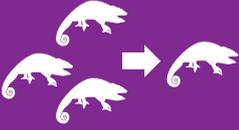


図1 野生動物の流通とペット産業における各業種の役割と関係性

1. 野生動物のペット利用に伴うリスク

ペットやふれあい等の商業目的で野生動物を利用することは、次のようなリスクをもたらします。

<p>絶滅</p> 	<ul style="list-style-type: none">• IUCNのレッドリスト掲載動物（約85,000種）の20%が絶滅危機種^{*a}であり、そのうち11%でペット・展示利用が確認されている^{*b}。• 爬虫類では全体の推定35%以上（約3,900種）がペット取引の対象で、その対象種の90%で野生由来の個体が流通している¹。
<p>密輸</p> 	<ul style="list-style-type: none">• 日本では、水際さえ通り抜ければ多くの種において「密輸」個体も合法市場で販売可能であり、国内で入手困難な希少種が密輸の標的になっている。• 2007～2018年に合計78件（1,161匹）の日本向けの密輸が税関で発覚。ペットショップ経営者が関与していた事例も確認されている²。
<p>感染症</p> 	<ul style="list-style-type: none">• 野生動物は、様々な「動物由来感染症（動物から人に感染する病気）」の病原体を保有している可能性がある。• 中には人に重篤な感染症を引き起こす病原体を伝播する恐れがあり、ペット目的での輸入が禁止されている動物（サル類、プレーリードッグなど）もいる。
<p>動物福祉</p> 	<ul style="list-style-type: none">• 一般家庭やアニマルカフェなどでは、動物福祉の指標である「5つの自由^{*c}」を十分に満たす環境が容易に準備できない。• 設備面に加え、温湿度の維持や飼育管理には多額の費用や労力を要し、万が一災害等が発生した場合にはその維持が非常に困難となる。
<p>外来種</p> 	<ul style="list-style-type: none">• アライグマをはじめ、ペット目的で日本に輸入された動物が野外に遺棄され、侵略的外来種として生態系に悪影響を与える事例が多発している。• 現在ペットとなっている種も、外来生物法により、今後輸入や販売が禁止される可能性もある。

*a ICUNレッドリストにおいてVU（危急種）、EN（絶滅危惧種）又はCR（近絶滅種）に指定されている種を指す。

*b IUCNレッドリスト（2021）を基にWWFジャパン算出。

*c 国際的な動物福祉指標³
「5つの自由」

- 1 飢えと渇きからの自由
- 2 不快からの自由
- 3 痛み・傷害・病気からの自由
- 4 恐怖や抑圧からの自由
- 5 正常な行動を表現する自由

ペット取引が招く野生動物の 国際取引規制強化

ペット取引を含む生物の直接利用は、生息地破壊や気候変動に並ぶ種の絶滅要因の一つとして、国際会議の場でも重要な課題に挙げられています。これまでも、ヨウム、スローロリスといった複数の種がペット目的の過剰利用や密輸により絶滅リスクが高まったため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約 / CITES）」の附属書に掲載され、国際取引が規制されています。



© Shutterstock / Owen Derrick / WWF

附属書 I 国際取引は原則禁止



© Adriano ARGENIO / WWF-Italy

ヨウム



© Mikaaill Kavanagh / WWF

スローロリス属全種

附属書 II・III 取引には輸出国の輸出許可書や原産地証明書等が必要



© Martin Harvey / WWF

サル目全種*



© Ola Jennersten / WWF-Sweden

フクロウ目全種*

*附属書 I 掲載種及びワライフクロウを除く

密輸個体の合法市場への混入

日本国内での一部の動物の飼育や販売等は「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」、および「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」で管理されています。しかし、これらの法律では、個体の入手の合法性証明やトレーサビリティの開示を求めています。このため、密輸された個体も、ひとたび水際をすり抜けてしまえば、合法輸入もしくは国内繁殖個体として、市場で販売される可能性があります。

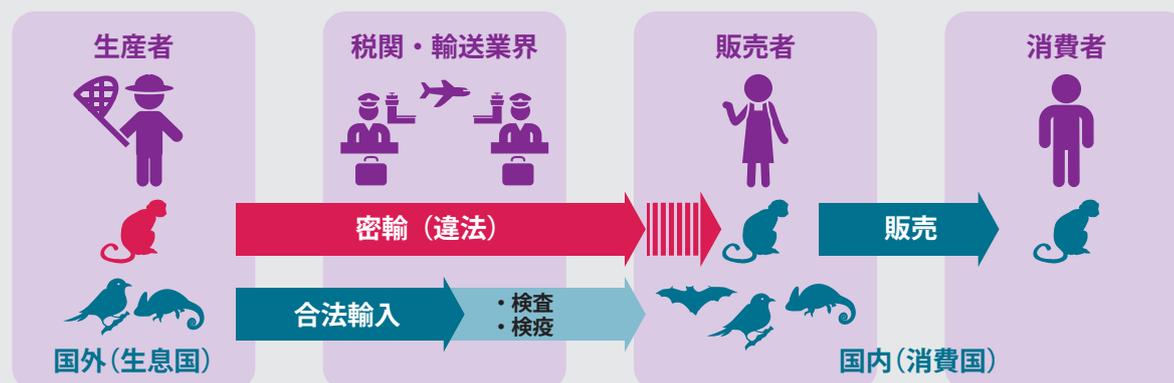
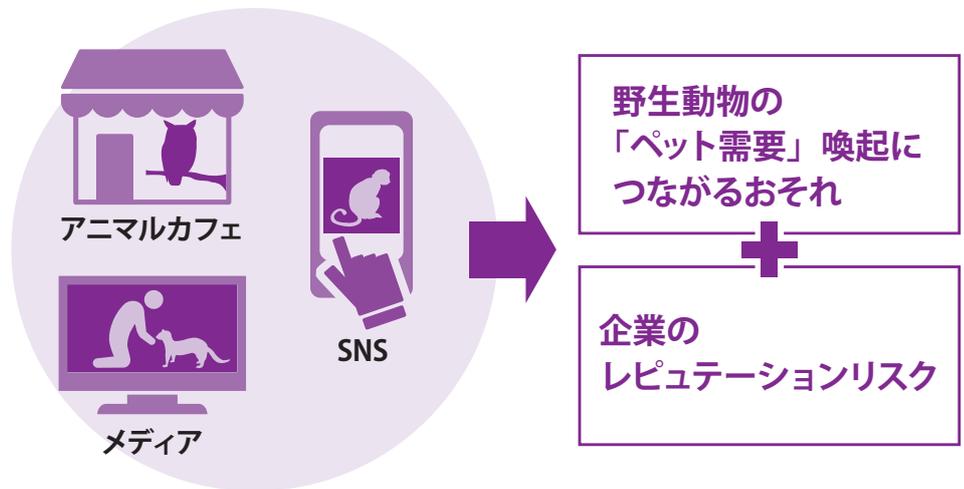


図2 密輸個体の合法市場混入時の流れ

2. 展示や発信のリスク

アニマルカフェでの展示、TV や SNS を通じた発信によって、ペットとして飼育されている野生動物が話題となる例は少なくありません。

コツメカワウソは、「ペット」として紹介する TV 番組の放送を契機に人気を博し、日本でのペット需要が急増。密輸が横行し、絶滅のリスクが高まったとして国際取引が禁止されました。



ペットやふれあい目的で飼育・展示される野生動物の様子

こうした動きの中、2021年に某TV番組が「野生動物の安易なペット飼育を促した」として大きな批判を浴びたり、絶滅危機種をペットとして表現した企業広告に抗議が寄せられ、広告を取り下げたりするなど、日本でも社会的に厳しい目が向けられるようになりました。

ペットショップやアニマルカフェのみならず、情報発信を手掛けるメディアにとっても、野生動物を「ペット」として扱う発信を行なうことが、企業のレピュテーションリスクにつながる可能性を十分に認識する必要があります。

TV番組を契機とする「カワウソブーム」が招いた国際取引禁止

日本における「カワウソブーム」と密輸

2000年代後半以降、民放TV番組でコツメカワウソの幼獣を「ペット」として世話をしている様子等を放映し、SNSやカフェ等でのカワウソの露出も増加したことから、日本での「カワウソブーム」とも呼べるペット需要が急増。

特に国内では非常に高値で取引されていたことなどから、複数の日本に向けた密輸事件も発覚しました。

コツメカワウソは国際取引禁止へ

コツメカワウソはIUCNのレッドリストにおいて絶滅危機種（VU：危急種）に指定されており、ペット需要の増加が絶滅リスクを高めるとして、2019年にワシントン条約附属書Iに掲載、国際取引は原則禁止となりました。



3. 「ふれあい」に伴うリスク

現在、餌を与える、直接触るなど野生動物との「ふれあい」を行うことのできる施設が、アニマルカフェや小動物園等の形態で日本各地に存在しています。しかし、こうした施設で絶滅のリスクが高い希少な野生動物が多く利用されていることが判明しています。

さらに、「ふれあい」行為は、動物に肉体的・精神的ストレスを与える可能性が高い上、動物由来感染症への感染リスクも高まります。日本の厚生労働省のガイドラインでは、サルやプレーリードッグ等の野生動物種や爬虫類とのふれあい行為を推奨しないことが明記されています⁴。また、アメリカの保健社会福祉省も5歳以下の子供が爬虫類や両生類、およびその飼育環境に触れるべきではないとしています⁵。

こうした動物福祉や感染症の観点から、海外では野生動物ふれあい施設への規制強化の動きがあり、2022年には韓国政府が直接的な接触を伴う「野生動物カフェ」を全面禁止とする方針を発表しました。

日本でも「ふれあい」を事業とする企業には、さまざまなリスクや今後の規制強化を視野に入れた、事業の早急な見直しが求められます。

ふれあい動物施設等における衛生管理に関するガイドライン

(厚生労働科学研究特別研究事業, 2006) より

- 感染の機会を減らすため、エキゾチック動物（アライグマ、サル類、プレーリードッグなど）は直接触れられないようにすべきである
- 爬虫類は腸管系の疾患を伝播する可能性が高く、注意が必要である

アニマルカフェで展示利用される希少種の例



コツメカワウソ



スローロリス



ヨウム



ワオキツネザル



シロフクロウ



ビントロング

ワシントン条約附属書ランク：附属書Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ

IUCN レッドリスト評価ランク：



4. 消費者の問題意識が示すリスク

WWF ジャパンが 2021 年に実施した意識調査の結果、日本では野生動物のペット利用* に関する問題への認知度は低い一方、その問題についての情報提供を受けた人の 95%は問題の重要性を認識しました。

特に、絶滅危惧種、密輸、感染症、動物福祉、外来種の問題のうち、感染症の問題が最も重要だと回答した人が過半数を占め、日本での野生動物のペット利用への規制強化が必要だと感じる人も 95% に上りました。

野生動物のペット利用について

問題だと思う

95%

感染症の問題が重要だと思う

60%

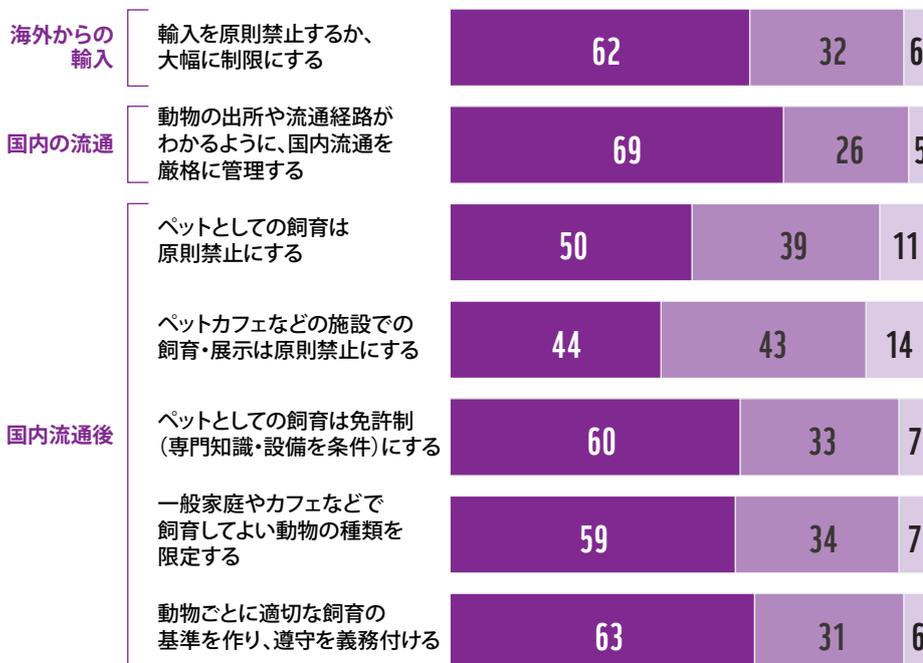
規制強化が必要だと感じる

95%

*エキゾチックペットに関する日本の意識調査 (WWF ジャパン, 2021): 調査ではエキゾチックペットを「一般的なペットとして飼われている動物以外で、特に外国産の動物や野生由来の動物」と定義し、アンケートを実施しました。

ペット利用される野生動物の規制強化に対する姿勢 [単位:%] (N=1000)

■ 必要だと思う ■ やや必要だと思う ■ 必要ないと思う



ペット産業に携わる企業は、法律に抵触しなければ問題ないと判断するのではなく、消費者がこうした問題意識を持ち、ペットに関連するビジネスを見ている可能性を常に考慮し自主的な規制実施やサステナビリティを明示できる取り組みを行なう必要があります。

国内における野生動物ペット利用への規制強化の動き

近年、国内においてペットとして利用される野生動物の販売や飼育に対する規制が強化される動きがみられています。

- **特定動物の飼養又は保管の禁止**：動物愛護管理法により、人の生命や財産に害を与えるおそれのある特定動物約 650 種の飼養又は保管が禁止されました (2020 年 6 月施行)。
- **アカミミガメとアメリカザリガニの輸入や販売の禁止**：これらの種が外来種として生態系に大きな影響を及ぼしていることから、条件付特定外来生物に指定し、輸入や販売を禁止することが決定されました (2023 年 1 月時点)。

5. 持続可能なペット産業の実現に向けて

野生動物のペット利用がもたらす様々なリスクが顕在化する中、ペット事業に直接あるいは間接的にかかわる企業の社会的責任が問われています。

社会課題の解決に貢献する持続可能なペット事業を実現するために、WWF ジャパンは企業に対し以下の取り組みを求めると共に、企業各社への知見や情報の提供を行なっています。



野生動物を商業的に直接扱う企業へ ▶ペットショップ、アニマルカフェ等

1. 責任ある調達

- ・生態系に負荷を与えない、持続可能な範囲での調達を行うこと
- ・サプライチェーンにおける合法性とトレーサビリティを確立すること

2. 責任ある飼育管理

- ・動物福祉の指標である5つの自由を満たせない場合は、動物を取り扱わないこと
- ・感染症のリスクを認識し、人と動物の安全に十分に配慮すること

3. 責任ある消費者への情報発信

- ・野生動物のペット需要をいわずらに喚起しないように努めること
- ・消費者に対し、ペットの適切な選択、管理および終生飼育を促す情報を発信すること

野生動物と間接的に関わる企業へ ▶ペット保険、商業施設、メディア等

1. 野生動物ペット利用に関わる事業内容の見直し

- ・取引先、提携先が持続可能なペット事業を行っているか検証すること

2. 責任ある消費者への情報発信

- ・消費者に対し、野生動物のペット利用のリスクを含めた情報を発信すること

参考文献

1. Marshall, BM., Strine, C. and Hughes, AC. (2020). "Thousands of reptile species threatened by under-regulated global trade," <https://www.nature.com/articles/s41467-020-18523-4.pdf>
2. Kitade, T. and Naruse, Y. (2020). Crossing the red line: Japan's exotic pet trade. TRAFFIC, Tokyo, Japan
3. 公益社団法人 日本動物福祉協会 (2017). 「動物福祉について」 <https://www.jaws.or.jp/welfare01/>
4. 厚生労働科学研究特別事業 (2006). ふれあい動物施設における動物由来感染症に関する研究『動物展示施設における人と動物の共通感染症対策ガイドライン 2003 追補版 ふれあい動物施設等における衛生管理に関するガイドライン』 <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000155022.pdf>
5. CDC, "Reptiles and Amphibians," <https://www.cdc.gov/healthypets/pets/reptiles.html>

人と自然が調和して生きられる 未来を目指して

ペット産業のサステナビリティを向上させ、
リスクを回避するためにも
産業界全体で社会的責任を果たす取り組みが
今、求められています。

© Chris Linder / WWF-US



人と野生生物が共に自然の恵みを
受け続けられる世界を目指して、
活動しています。

together possible™ wwf.or.jp

© 1986 Panda symbol WWF – World Wide Fund For Nature (Formerly World Wildlife Fund)
® "WWF" is a WWF Registered Trademark. WWF, Rue Mauverney 28,
1196 Gland, Switzerland – Tel. +41 22 364 9111; Fax. +41 22 364 0332.

詳細やお問い合わせについては、WWF日本のウェブサイト www.wwf.or.jp をご覧ください